

第4 生活衛生課

事務事業名	事務事業内容
1 食品衛生指導事業	◎ 食品衛生法に基づく営業許可・監視指導、と畜場法に基づく設置許可・と畜検査等、化製場等に関する法律に基づく設置許可・監視指導及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可・監視指導の事務を行う。
2 生活衛生指導事業	◎ 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、営業許可、監視指導等の事務を行う。
3 試験検査事業	◎ 食品衛生法に基づく収去検査、飲用水検査等を行うほか、感染症や食中毒発生時には原因特定のための検査を行う。
4 動物愛護事業	◎ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の登録、適正飼育に関する啓発活動・狂犬病予防法に基づく飼犬の登録・狂犬病予防注射の実施・犬の抑留等の事務を行う。 また、市民による地域ねこ活動を支援し、所有者不明ねこ対策を推進する。